

入札説明書

宮崎県道路公社（以下「公社」という。）が行うカラー複合機の賃貸借及び保守に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記13に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年7月1日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 物品及び数量 カラー複合機1台の賃貸借及び保守
- (2) 物品の特質等 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
- (4) 納入期限 令和6年9月30日
- (5) 納入場所 宮崎県道路公社
- (6) 入札方法

（1）の物品について入札を実施する。

ア 入札書の賃貸借料金は、賃貸借料1月当たりの単価に契約期間月数（60か月）を乗じた金額を記載すること。

イ 入札書の保守料金は、カラー複合機の1か月間の使用見込み枚数を使用したときの60か月分を記載すること。（1か月の使用見込み枚数は、モノクロ5,200枚、カラーコピー550枚、カラープリント1,500枚とする。）

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に係る特記事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約及び運用基準に関する要領（平成19年5月16日施行）に基づく契約であり、公社は、上記2の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る公社の歳出予算が減額又は削除された場合

ウ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同上第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合

(2) 公社は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア 令和6年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が貸貸業務で事務機器のものであること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- なお、当該第三者として貸付けを行う者は、自ら入札に参加することはできない。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類（別記様式1）を提出しなければならない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所

宮崎県道路公社 総務課

住所：〒880-0805 宮崎市橋通東2丁目7番18号 電話番号：0985(24)6675

イ 提出期限

令和6年7月18日 午後5時まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

ウ 提出方法

持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る）

エ 事前審査の実施

入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。公社が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行ったうえ、提出書類の修正を求める場合がある。

オ 事前審査結果の通知

事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加を認めない。この結果については、審査終了後、入札日までの間に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県道路公社 総務課

住所：〒880-0805 宮崎市橋通東2丁目7番18号 電話番号：0985(24)6675

(2) 期間 令和6年7月1日から令和6年7月23日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県道路公社 総務課

住所：〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目7番18号 電話番号：0985(24)6675

(2) 期間 令和6年7月1日から令和6年7月23日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札説明会の場所及び日時

入札説明会は実施しない

8 入札に関する質問及び回答

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和6年7月18日 午後5時まで

イ 提出先 宮崎県道路公社 総務課

ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法

個別に電子メールで通知する。ただし、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又は公社ホームページで通知する。

イ その他

提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。また、上記メールによる回答を得た場合には、「入札に係る回答を受領した旨」の内容でメールを返信すること。

9 入札と開札

(1) 入札と開札の場所及び日時

ア 場所 宮崎県道路公社 4階 入札室

イ 日時 令和6年7月23日 午前10時

(2) 入札に参加する者は、別紙様式2による入札書を持参により提出すること。電話、電報、ファクシミリ、メールその他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。）をしておかなければならぬ。

(4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。

(5) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められた時は、入札の執行を延期し又は取り消す。

(7) 開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

(8) 開札をした場合において、落札者がいない場合には直ちに再度の入札を行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 平成25年宮崎県告示第124号に規定する資格を有する者で落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去二箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模が同等以上の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（過去二箇年の実績に関しては本件入札の落札者に提出を求める。）

11 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札には、原則として競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。

(4) 開札をした場合において、落札者がいる場合は直ちに再度の入札を行う。

13 契約に関する事務を担当する名称及び所在地

宮崎県道路公社 総務課 宮崎市橋通東2丁目7番18号 電話番号0985(24)6675

14 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨